



Vol.49

弁護士 岸田鑑彦
杜若経営法律事務所

★政府発表の副業・兼業に関するモデル就業規則改定案

すでに報道されているところではありますが、平成29年12月25日、政府は「柔軟な働き方に関する検討会」報告の中で、「副業・兼業の促進に関するガイドライン(案)」、「モデル就業規則改定(案)(副業・兼業部分)」を正式に発表しました。今回は、このモデル就業規則案をみてみましょう。

1 モデル就業規則案

(副業・兼業)

第65条 労働者は、勤務時間外において、他の会社等の業務に従事することができる。

2 労働者は、前項の業務に従事するにあたっては、事前に、会社に応定の届出を行うものとする。

3 第1項の業務が次の各号のいずれかに該当する場合には、会社は、これを禁止又は制限することができる。

① 労務提供上の支障がある場合

② 企業秘密が漏洩する場合

③ 会社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合

④ 競業により、会社の利益を害する場合

キーワードは、「事前」、「届出」、「禁止又は制限することができる」かと思います。政府は、副業・兼業を原則として容認するということでしたが、モデル就業規則案からわかるように、一定の手続きを設けることや一定の場合に禁止・制限することを認めています。このモデル就業規則案については突っ込みどころが多々ありますが、一点だけ指摘しておくとしたら、禁止・制限する事由として、⑤「その他、①から④号に準じる事由によって、副業・兼業を禁止・制限すべき場合」と加えるべきだと考えます。

2 遵守事項からの削除

政府は、従前発表しているモデル就業規則のうち、「労働者の遵守事項」の副業・兼業に関する規定（「許可なく他の会社等の業務に従事しないこと」）を削除するとしています。下記⑥がそれに該当します。

（政府発表の従前のモデル就業規則）

第 11 条 労働者は、以下の事項を守らなければならない。

- ① 許可なく職務以外の目的で会社の施設、物品等を使用しないこと。
- ② 職務に関連して自己の利益を図り、又は他より不当に金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為を行わないこと。
- ③ 勤務中は職務に専念し、正当な理由なく勤務場所を離れないこと。
- ④ 会社の名誉や信用を損なう行為をしないこと。
- ⑤ 在職中及び退職後においても、業務上知り得た会社、取引先等の機密を漏洩しないこと。
- ⑥ 許可なく他の会社等の業務に従

事しないこと。（改定案では削除）

- ⑦ 酒気を帯びて就業しないこと。
- ⑧ その他労働者としてふさわしくない行為をしないこと。

ここも 1 点だけ指摘しておく、上記モデル就業規則案からもわかるとおり、副業・兼業について一定の手続きを設けることや一定の禁止・制限を設けることを容認しているわけですから、手続き違反の副業・兼業や、禁止・制限事由に該当する副業・兼業をしないことについては、今後も労働者の遵守事項として存続させるべきだと考えます。したがって、副業・兼業に関するサービスの規律・遵守事項を完全に削除するのではなく、例えば、⑥届け出のない副業・兼業、禁止・制限事由に該当する副業・兼業、その他会社の定めるルールに従わない副業・兼業には従事しないこと。という形で文言を修正したうえで残した方がよいと考えます。